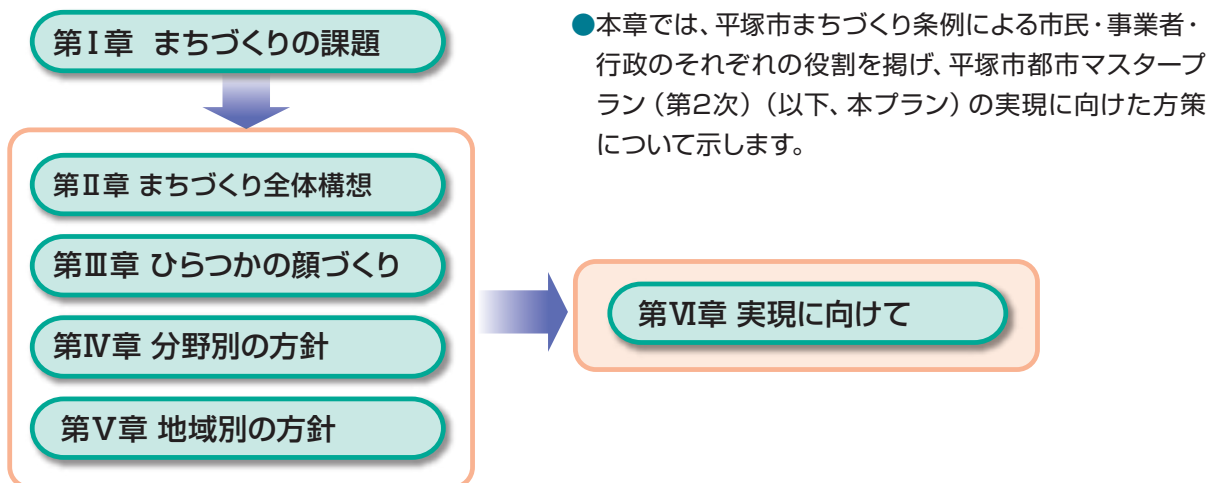


第Ⅵ章 実現に向けて

まちづくり全体構想、ひらつかの顔づくり、分野別の方針、地域別の方針の実現に向けての必要な措置について示します。実現にあたっては、市民・事業者・行政の役割を明らかにします。



Ⅵ.1 市民・事業者・行政の役割

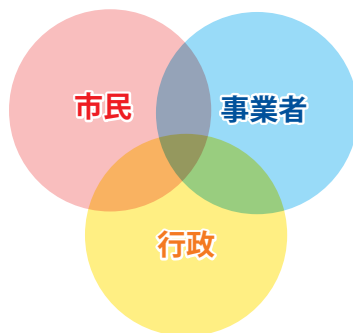
市民・事業者・行政が、それぞれの役割を担い、相互に連携して本プランの推進や地域の特性に応じたまち

づくりを実現していくことで、全体として将来像に向けた平塚市のまちづくりを進めていきます。

市民・事業者・行政の役割

市民の役割

- 自らが協働によるまちづくりの主体であることを認識します。
- 積極的にまちづくりに参画し、協力します。
- 地域の良好な環境の確保に向けたまちづくりの取組みに努めます。



事業者の役割

- 企業市民として、協働によるまちづくりの主体であることを認識します。
- 積極的にまちづくりに参画し、協力します。
- 地域の良好な環境の確保に向けた事業活動に努めます。

行政の役割

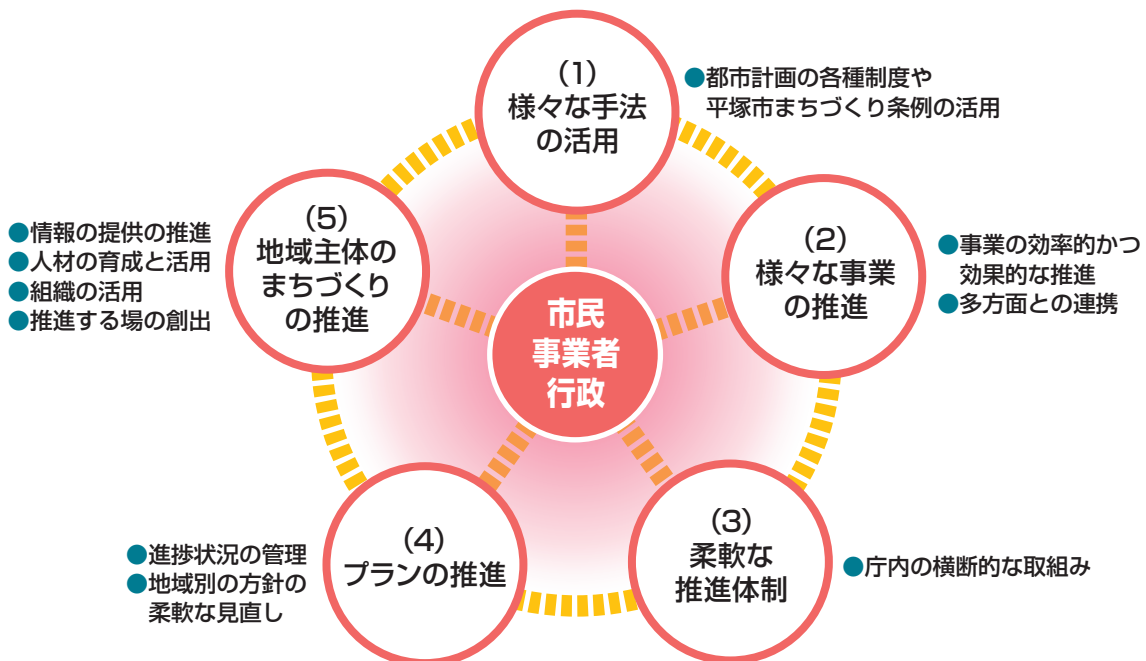
- 協働によるまちづくりを進めるために、行政のもつ機能を十分にいかします。
- 市民及び事業者に対して、情報提供や助言など、市民及び事業者の主体的なまちづくりを支援し、協働によるまちづくりを推進します。
- 良好なまちづくりのために、必要な施策や適切な指導を行います。

VI.2 都市マスタープランの推進

まちづくりの目標や将来都市像の実現には、ハード面とソフト面共に、様々な制度・事業を活用し、具体的にまちづくりを進めていく必要があります。このため、

まちづくりに関わる諸制度や施策を相互につなぎ、また、地域主体のまちづくりを全体として最大限の効果を引き出すよう推進します。

都市マスタープラン推進の5つの柱



(1) 様々な手法の活用

●都市計画法の各種制度や平塚市まちづくり条例の活用

本市は、市の中心部などの市街地や近郊の住宅地、市の産業を支える商業や工業、農業、あるいは、みどり豊かな自然環境など、様々な特性があります。このような様々な土地利用や都市環境をより豊かなものとするため、都市計画法に定められている各種制度（用

途地域^{*}や高度地区^{*}などの地域地区^{*}、地区計画^{*}制度など）を必要に応じて適切に運用し、本市の計画的なまちづくりを進めます。

・平塚市まちづくり条例^{*}を十分に活用して、住民発意型のまちづくりを推進すると共に、良好な開発事業の誘導に努めます。

(2) 様々な事業の推進

●事業の効率的かつ効果的な推進

- ・土地区画整理事業^{*}や市街地再開発事業^{*}など、まちづくりの事業については、限られた財源のなかで効率的かつ効果的に事業を進めます。
- ・公共公益施設や都市基盤施設などは、少子高齢化社会・人口減少時代において今後利用ニーズが大きく変化していくと考えられます。このため、これらの施設については「いかにす・つなぐ・つかう」の視点から、管理・運営方法などについて市民の意見を十分に取り入れて検討し、長期かつ柔軟にいかせるよう努めます。

●多方面との連携

- ・国や県を始め多くの機関が関与する道路、河川、鉄道、バスなどについては、関係機関の理解と協力のもと、事業や施策を進めます。
- ・事業を進めるにあたって、広域的な連携によって、より効果的なまちづくりが期待できる場合は、関連する自治体との連絡調整など、広域的な取組みに努めます。

(3) 柔軟な推進体制

●庁内の横断的な取組み

- ・本プランの推進にあたっては、市においてはまちづくりに係る総合的な行政運営を行うため、庁内の様々な関係課との連携が必要となります。このため、まちづくりに係る関連情報の共有や情報提供、計画や事業にあたっての相互調整など、横断的で柔軟な体制を確立して取り組みます。
- ・まちづくり担当部局においては、職員のレベル向上のため、研修やまちづくり活動の支援の充実などを進めます。

(4) プランの推進

●進捗状況の管理

- ・本プランに基づきまちづくりを推進するため、プランの内容が、個別の計画や施策、さらに事業へと移行するよう進捗状況の把握に努め、適宜市民に報告していきます。
- ・本プランは、中長期的に都市を展望した計画ですが、社会情勢や地域におけるまちづくり環境の変化などによって新たな対応が生じた場合は、本プランの見直しを柔軟に行っていきます。

●地域別の方針の柔軟な見直し

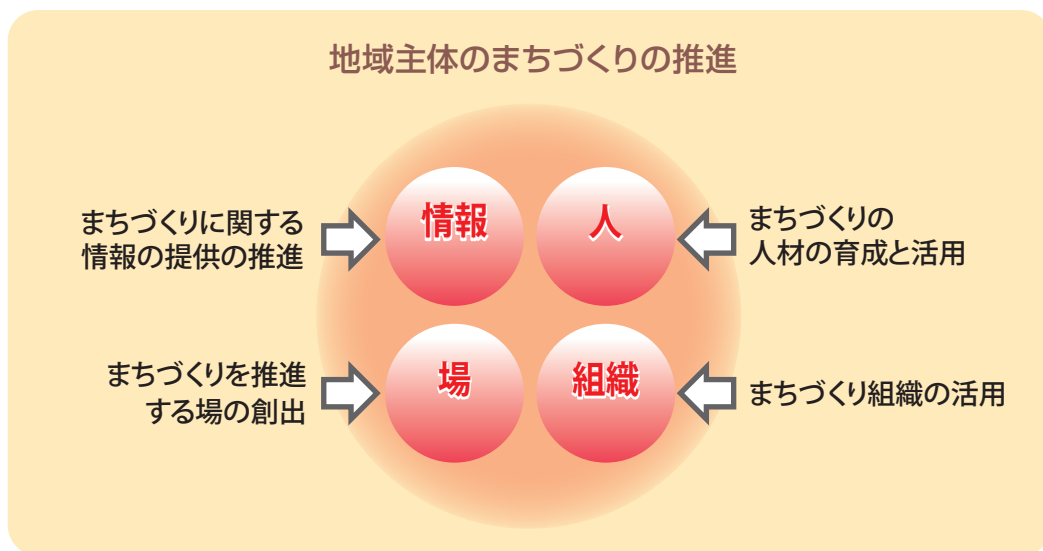
- ・地域が主体となって、まちづくりを具体的に進める段階においては、その基本的な考え方を本プランに位置づけることが必要となる場合があります。その際は、平塚市都市計画審議会などの意見を聴きながら、必要に応じて見直しを行い、加除などの方法により「地域別の方針」に位置づけていきます。

(5)地域主体のまちづくりの推進

地域は、身近な暮らしの場であると共に、住民が力を発揮し、住民が活躍する舞台にもなっているといえます。また、地域の特性や生活スタイルの多様化など、各地域においても、その生活スタイルに応じた地域づくりのあり方が求められています。住みよいまちを実際につくりあげていくためには、そこに住む住民の力や地域の力が必要です。

住民の力や地域の力がより引き出され、よりよい地域づくりを進めるための基礎となる環境づくりが進められるよう、まちづくりを担う人や組織を育成していきます。

ここでは、まちづくりのしくみやルールを総合的に定めた平塚市まちづくり条例*の内容を中心として、地域主体のまちづくりの推進に向けての方策について示します。



●まちづくりに関する情報の提供の推進

- ・地域主体のまちづくりを進めるためには、地域の方々が地域の特性や課題を把握し、まちづくりの意識や必要性、市のまちづくりに対する考え方や方針を認識することが重要です。このため、市民や事業者に気軽にまちづくりに関する情報を提供し、また、まちづくりに関する情報を気軽に目にするができるよう、「まち工房*」などのまちづくり相談窓口などをいかします。

●まちづくりの人材の育成と活用

- ・まちづくりへの理解や関心を高めるためには、まちづくりに参画できる機会の充実が必要です。地域に住む人、働く人、学ぶ人、今後職場から地域に生活の場が戻る団塊の世代*の人など、様々な人を対象に、まちづくりへの参画の機会を提供し、まちづくりの担い手の発掘と育成を進めます。

- ・まちづくりにおいて地域が主体性を発揮するためには、まちづくりを推進するリーダーの存在が重要です。このため、様々なまちづくりの情報や研究の機会を提供し、リーダーの人材育成を進めます。また、こうした人材をいかすことが重要であるため、まちづくりの支援や進行役としての活用についても検討します。
- ・まちづくりへの理解や関心を高めるためには、子供のころから身近な「まち」への関心を養い、まちづくりや住民参加の大切さを学んでいくことが重要です。将来のまちづくりの担い手となる子どものまちづくり学習の充実に努めます。

●まちづくり組織の活用

- ・自治会・町内会やNPO団体^{*}、任意の自主的な組織など、まちづくり活動を行う様々な主体に対して、組織の育成や活動の効果を高めるための支援、また、まちづくり組織同士が交流し、情報交換しあう機会の創出などについて検討します。
- ・まちづくり組織の活動を一層推進するためには、環境や景観などのテーマに沿った全市的な視野に立つ組織と身近な生活レベルのまとまりである各地域の視点に立つ組織との交流が重要と考えます。このため、両者の交流機会の創出に努めます。

●まちづくりを推進する場の創出

- ・地域のまちづくりを総合的に推進する協議の場（地域のまちづくり情報の交換や情報の共有、意見調整、合意形成などを定期的に行う地域主体の協議の場）の創出に努めます。
- ・協働のまちづくりを進めるためには、まちづくりを支援する場があることが望まれます。このため、（仮称）まちづくりセンターの設置を検討します。
- ・まちづくりのための集会や活動のための検討が身近な場で行えるよう、公共公益施設の会議室の貸出や施設の柔軟な活用などについて検討します。

